

## 堺市電子申請システム操作マニュアル（法定外公共物課）

【1】 Google や Yahoo で「堺市ホームページ（https://www.city.sakai.lg.jp/）」を  
検索してください。



【注意】 トップ画面は随時更新され変更されます。

【2】 検索ボックスに「電子申請」と入力し、🔍を押してください。



【3】 検索結果より、「オンラインサービス 堺市」を選択してください。



【4】 **堺市電子申請システム** を押してください。

堺市 SAKAI CITY

暮らし・手続き 子育て・教育 健康・福祉 観光・歴史・文化 産業・ビジネス 市政情報

このページも読まれています

- 申請書ダウンロード
- 申請書ダウンロード (市民の方へ)
- 新型コロナウイルス感染症にかかる療養証明書類について (堺市)
- 粗大ごみのインターネット受付

更新日：2022年6月24日

転入・転出・転居などに必要な手続きを電子申請システムでご案内しています。  
電子申請システムで「手続き判定ナビ」の「個人の方」をクリックして進んでください。

**堺市電子申請システム**

【5】 堺市電子申請システムを初めてご利用される方は、**新規登録** を押してユーザー登録してください。⇒【6】に進む。既にユーザー登録がお済の方は、**ログイン** を押してください。⇒【13】に進む。

手続き一覧 (個人向け) 手続き一覧 (事業者向け) ヘルプ よくあるご質問

**ログイン** **新規登録**

堺市電子申請システム

もっと便利に。  
もっと簡単に。

堺市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。

【6】 「**個人として登録する**」または「**事業者として登録する**」を押してください。

あなたの情報や過去の申請履歴から、あなたの目的に合った手続きをかんたんに探すことができます。

お気に入りのカテゴリを登録することで、あなたの知りたい情報をお届けします。

**個人として登録する**

個人としてご利用の方はこちらから。

**事業者として登録する**

個人事業主 (自営業など) もしくは法人としてのご利用の方はこちら。

ホームに戻る

【7】「利用規約に同意します」にチェックを入れ、**利用者の登録を開始する**を押してください。

https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/user/account/1/terms

(オ)パスワード 利用者のセキュリティ確保を目的として、利用者が管理する暗証符号  
(カ)申込データ 電子申請等を行う際に利用者が提出する電子データ  
(キ)通知メール 電子申請等を行った利用者に対して本システムから送付する電子メール  
(ク)電子署名 申請者の本人確認及び、電子署名に付与される証明書の内容に改変がないことを電磁的記録により証明する役割を果たすものをいい、主にマイナンバーカードに搭載された公的個人認証サービスによる署名用電子証明書を利用して行う電子的な署名などをさす。  
(ケ)マイナンバー 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第2条第5項に規定される、特定の個人を識別するための番号

第3 利用上の注意  
本システムの利用者は、この規約に同意したものとみなしますので、本システムを利用する前には必ずこの規約をご確認ください。この規約に同意できない場合は、本システムを利用せず、その他の方法により手続を行ってください。

第4 利用者の責任

利用規約に同意します

利用者の登録を開始する >

< ホームに戻る

【8】メールアドレスを入力し、**登録する**を押してください。

利用者の新規登録

1 利用規約の確認 2 メールアドレスの登録 3 利用者情報の入力 4 入力内容の確認 5 本登録の完了

### メールアドレスの登録

入力いただいたメールアドレスは、今後ご利用いただく利用者IDとなります。  
メールアドレスの登録後、入力いただいたメールアドレスに本登録用の認証コードを記載したメールを送信します。

(注意1) 迷惑メール対策設定をしている場合は、メールが届かない場合があります。  
お手数ですが「@city.sakai.lg.jp」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。

(注意2) iphoneのコードスキャナで二次元コードを読み取られた方は、メールソフトを開いた際この画面が消えてしまいますので、メールソフトを開く前に、画面右下の方位磁石のマークをタップし、Safariの履歴に残すようにしてください。  
(この方法でも画面が消えてしまう場合は、恐れ入りますが、カメラ機能を使って二次元コードを読み取りなおしていただきますようお願いいたします。)

メールアドレス **必須**

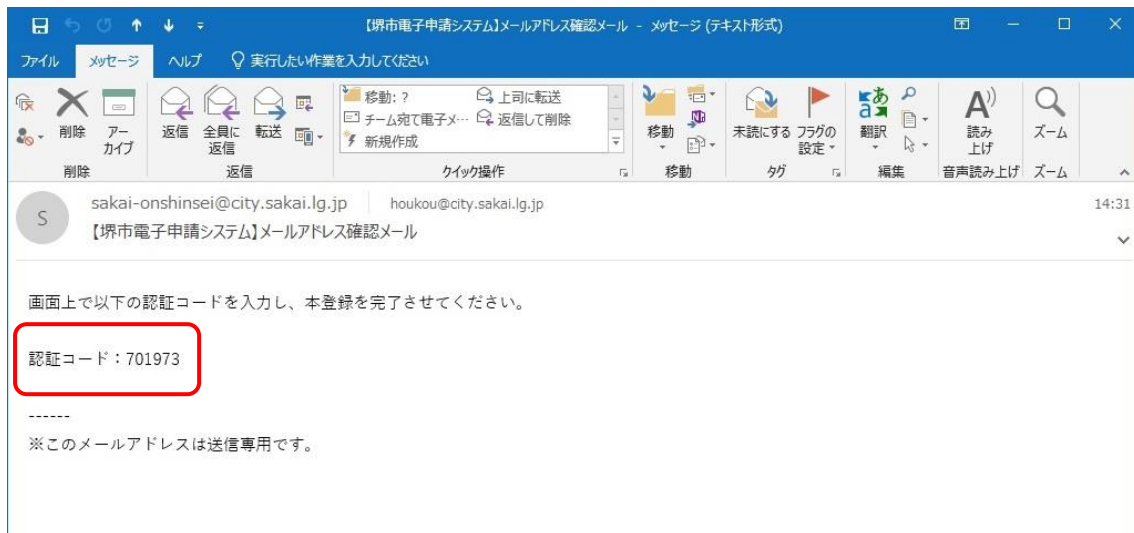
メールアドレス  
houkou@city.sakai.lg.jp

メールアドレス (確認)  
houkou@city.sakai.lg.jp

登録する >

< ホームに戻る

【9】登録したメールアドレスに認証コードが届きます。



【10】利用者の新規登録画面で登録したメールアドレスに届いた「認証コード」を入力し、**認証コードを確認する**を押してください。



【11】利用者の新規登録画面でパスワード・氏名・氏名カナ・郵便番号・住所・電話番号・生年月日を入力し、**入力内容を確認する**を押してください。



パスワードは、以下の条件を2つ以上満たす8文字以上の半角文字列を入力してください。

- 1) 英字 (大文字)
- 2) 英字 (小文字)
- 3) 数字
- 4) 記号

パスワード **必須**

パスワード (確認) **必須**

氏名 **必須**

氏名 (姓) 氏名 (名)

堺 太郎

氏名カナ **必須**

氏名カナ (セイ) 氏名カナ (メイ)

サカイ タロウ

郵便番号

郵便番号 (ハイフンなし) 住所を検索する

5900078

住所

都道府県

大阪府

市区町村

堺市堺区

町名・番地・建物名・部屋番号

南瓦町 3 - 1

電話番号 **必須**

電話番号 (ハイフンなし)

0722287093

生年月日 **必須**

年 月 日

2022年 1月 1日

性別

男性

女性

答えない

お知らせ・通知メール

「希望する」を選択すると、登録した利用者情報や過去の申請内容に基づき関連するお知らせのメールが届きます。  
「希望しない」を選択した場合でも、重要なお知らせがメールで届きます。

希望する

希望しない

入力内容を確認する >

【12】本登録が完了したら、**マイページへ**を押してください。⇒【14】へ進む。

**利用者の新規登録**

1 利用規約の確認 2 メールアドレスの登録 3 利用者情報の入力 4 入力内容の確認 5 本登録の完了

**本登録の完了**

本登録が完了しました。引き続きサービスをご利用ください。  
なお、マイページからお気に入りのカテゴリを登録することで、カテゴリに関する通知を受け取ることができるようになります。

マイページへ >

< ホームに戻る

【13】利用者ID(メールアドレス)とパスワードを入力し、**ログイン**を押してください。



【14】マイページが表示されたら、画面上部にある**手続き一覧(個人向け)**または**手続き一覧(事業者向け)**を押してください。



【15】「申請できる手続き一覧」画面のキーワード検索ボックスに「法定外」と入力し、**検索**を押してください。



【16】 **堺市法定外公共物使用等許可申請書【令和7年度更新（継続）】**を押してください。

ホーム 手続き一覧（個人向け） 手続き一覧（事業者向け） ヘルプ よくあるご質問 さん ログアウト

## 申請できる手続き一覧

キーワード検索  
法定外 検索

条件を指定して検索  
カテゴリ 組織 利用者情報

- イベント
- アンケート
- 採用関係
- 窓口予約

手続き一覧（個人向け）  
該当件数 7 件 条件をリセットして全件表示

- 堺市法定外公共物使用等許可申請書【新規】  
法定外公共物課
- 堺市法定外公共物使用等工事届  
法定外公共物課
- 堺市法定外公共物使用等許可申請（河川水路課所管 新規）  
河川水路課
- 堺市法定外公共物使用等許可申請書【令和7年度更新（継続）】**  
法定外公共物課

【17】 内容詳細が表示されたら、「概要」・「申請対象者」・「注意事項」をご確認いただき、**次へ進む**を押してください。

## 内容詳細

### 堺市法定外公共物使用等許可申請書【令和7年度更新（継続）】

#### 概要

令和7年3月31日で使用期間が満了する、里道・水路等の堺市法定外公共物使用等許可の更新（継続）手続きを行うものです。  
更新手続きの対象の方には、11月上旬に更新についてお知らせを郵送いたします。

---

#### 申請対象者（次の1,2の両方に該当する方）

- 堺市法定外公共物使用等許可書の更新案内を受け取られた方
- 堺市法定外公共物使用等許可書の内容に変更のない方

---

#### 注意事項

- お知らせに記載しております「お知らせ番号」がないと申請はできません。
- 使用物件の数量など許可内容の変更を伴う申請はできません。
- 許可内容に変更がある場合は、法定外公共物課までお問い合わせください。

---

#### 受付開始日

2024年11月11日 0時00分

---

受付終了日

随時受付

お問い合わせ先

法定外公共物課

メールによるお問い合わせ：✉

電話番号：0722287093

次へ進む >

ウィンドウを閉じる

【18】「申請内容の入力」画面より各項目をご入力ください。

📄 申請内容の入力

堺市法定外公共物使用等許可申請書【令和7年度更新（継続）】

申請日 **必須**

申請日を入力してください。

2024年11月 1日

お知らせ番号（半角数字） **必須**

郵送しました文書に記載しております「お知らせ番号」を入力してください。

1

【19】「お知らせ番号」をご入力ください。

※「お知らせ番号」を入力しないと先へは進めませんのでご注意ください。

📄 申請内容の入力

堺市法定外公共物使用等許可申請書【令和7年度更新（継続）】

申請日 **必須**

申請日を入力してください。

2024年11月 1日

お知らせ番号（半角数字） **必須**

郵送しました文書に記載しております「お知らせ番号」を入力してください。

1



【20】個人または法人を選択してください。ユーザー登録された内容が初期値として表示されます。内容に変更がなければ、そのままお進みください。次にメールアドレス（確認）を入力し、現在の許可内容すべての項目をご入力ください。

個人・法人選択ボタン

個人または法人を選択してください。

個人

法人

氏名 必須

申請者のお名前を入れてください。

姓  名

住所（所在地） 必須

住所または所在地を入力してください。

郵便番号（ハイフンなし）

都道府県

市区町村

町名・番地・建物名・部屋番号

電話番号（ハイフンなし） 必須

申請者の電話番号を入力してください。

メールアドレス（確認入力あり） 必須

申請者のメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

メールアドレス（確認）

## 【21】現在の許可内容すべての項目をご入力ください

### 現在の許可（許可日） 必須

お手許の堺市法定外公共物使用等許可書の許可日を「西暦」で入力してください。

(例) 令和2年10月10日 → 「2020年10月10日」

2019年12月 5日



### 現在の許可（許可番号） 必須

お手許の堺市法定外公共物使用等許可書の許可番号を入力してください。

(例) 堺法公費R2C9-123号 → 「R2C9-123」

R2C9-123

### 使用の目的 必須

お手許の堺市法定外公共物使用等許可書の使用の目的を入力してください。

(例) 通路橋、排水管、通行のため、排水のため、給水のため・・・etc

通行のため

### 使用場所一種別 必須

お手許の堺市法定外公共物使用等許可書の使用場所の種別（里道・水路・その他）を選択してください。

選択解除

- 里道
- 水路
- 里道・水路
- その他

### 使用場所一場所 必須

お手許の堺市法定外公共物使用等許可書の使用場所の地番を入力してください。

(例) 堺市〇区〇〇町〇〇丁〇〇番地先

(例) 堺市〇区〇〇町〇〇丁〇〇番地先

### 名称 1 必須

お手許の堺市法定外公共物使用等許可書の使用物件の名称を入れてください。

通路橋

### 規格 1

お手許の堺市法定外公共物使用等許可書の使用物件の規格を入れてください。

2.00m×2.00m

### 数量 1 必須

お手許の堺市法定外公共物使用等許可書の使用物件の数量を入れてください。

4.00

### 単位 1 必須

お手許の堺市法定外公共物使用等許可書の使用物件の単位を選択してください。

選択解除

- 本
- m
- m<sup>2</sup>
- 基
- 箇所

【22】使用物件が複数ある場合は2件目以降をご入力ください

名称2

2件目の使用物件の名称を入れてください。

【23】「使用料減免申請」の内容を確認し、使用料減免申請の有無をご選択ください。  
使用許可物件が使用料減免申請対象の場合、**同時に減免申請を行う**を選択し、  
減免申請を行う物件の種類(減免理由)を選択の上、**次へ進む**を押してください。

**使用料減免申請** 必須

使用物件が堺市法定外公共物管理条例施行規則第6条第1項による別表に該当する場合は、法定外公共物使用料の減免が可能となりますので申請してください。

【減免対象物件例】 通路橋・防犯灯・水道管・下水道管・各戸引込線・各戸引込管・公共掲示板・電波障害対策設備・防災設備・農業用水管・・・etc

【注意】 減免対象でない物件について、減免申請しても無効となりますので予めご了承願います。

**選択解除**

堺市法定外公共物使用等許可申請と同時に減免申請を行う。  
 減免対象ではないため、減免申請は行わない。

**物件の種類(減免理由)** 必須

使用物件の種類(減免理由)を下記の中から選択してください。

- 1 地方財政法第6条に規定する公営企業が行う公共の事業に係る物件
- 2 公職選挙法による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- 3 電気又は電気通信の支線、支柱、各戸引込線又は各戸引込管及び電柱その他の柱類にその設置者が設置する架空線
- 4 ガス、上水道又は下水道のための各戸引込管
- 5 地方公共団体が設置する水道管、下水道管及びこれらに準ずるもの
- 6 公共下水道、排水路その他の排水施設に取り付けるために、営利を目的とせず設置する下水道管
- 7 電波障害の対策のための架空線及び自営柱
- 8 街路灯、防犯灯、防災設備又は防犯設備のために設置する物件で、公衆の利便に寄与するもの
- 9 公共の用に供する通路又は沿道の土地から道路に出入りするために必要な通路
- 10 通行の目的で2か所以上の土地を横断する通路で、有効幅員が6メートル以下のもの
- 11 本市の施設及び学校がその運営上必要な通路
- 12 公安委員会が設置する交通信号灯及び標識
- 13 交通安全に関する標識類、カーブミラー及び消火栓標識
- 14 横断幕、標識塔、掲示板その他の物件で、営利を目的とせず、かつ、交通安全、美化又は公衆の利便に著しく寄与するもの
- 15 祭礼のために、営利を目的としないで一時的に設置する軽易な物件
- 16 本市が主催し、又は共催する行事・本市、地域住民、団体等により構成される協議会等が主催し、又は共催する行事などのために、営利を目的としないで一時的に設置する軽易な物件
- 17 灯籠、石碑その他これらに類する工作物で、地域の振興又は文化の向上に寄与し、かつ、習俗的であるもの
- 18 国、地方公共団体及び公共の団体が営利を目的とせず設置する案内標識
- 19 鉄道事業法又は軌道法に基づき設置する鉄道又は軌道及びそれらの附属工作物
- 20 本市が設置するカーブミラー、標識又は水銀灯を無償で添架している電柱又は電話柱
- 21 自家用看板で、表示面積が2平方メートル以下のもの(片面1平方メートル以下のものに限る。)
- 22 橋門、汲水ポンプその他のかんがい用施設
- 23 基準点及び水準点
- 24 工作物等に添架する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局(70%)
- 25 公安委員会が設置する交通信号灯を無償で添架している電柱又は電話柱(50%)

9

次へ進む >

【24】使用許可物件が使用料減免申請対象ではない場合、**減免申請は行わない**を選択し、**次へ進む**を押してください。

**使用料減免申請** 必須

使用物件が堺市法定外公共物管理条例施行規則第6条第1項による別表に該当する場合は、法定外公共物使用料の減免が可能となりますので申請してください。

【減免対象物件例】 通路橋・防犯灯・水道管・下水道管・各戸引込線・各戸引込管・公共掲示板・電波障害対策設備・防災設備・農業用水管・・・etc

【注意】 減免対象でない物件について、減免申請しても無効となりますので予めご了承願います。

**選択解除**

堺市法定外公共物使用等許可申請と同時に減免申請を行う。  
 減免対象ではないため、減免申請は行わない。

次へ進む >

< 戻る

【25】「詳細内容の確認」画面が表示されたら、申請内容をご確認いただき、内容に誤りがなければ「申請する」を押してください。



## 申請内容の確認

### 堺市法定外公物使用等許可申請書【令和7年度更新（継続）】

#### 申請日

2024年10月23日

修正する

#### お知らせ番号（半角数字）

1

修正する

#### 個人・法人選択ボタン

個人

修正する

#### 氏名

堺 太郎

修正する

#### 住所（郵便番号検索）

〒590-0078  
大阪府 堺市堺区 南瓦町3番1号

修正する

#### 電話番号（ハイフンなし）

0722287093

修正する

#### メールアドレス（確認入力あり）

houkou@city.sakai.lg.jp

修正する

#### 現在の許可（許可日）

2024年04月01日

修正する

現在の許可（許可番号）	R2C9-123	修正する
使用の目的	通行のため	修正する
使用場所一種別	水路	修正する
使用場所一場所	堺市〇区〇〇町〇〇丁〇〇番地先	修正する
名称1	通路機	修正する
規格1	2.00m×2.00m	修正する
数量1	4	修正する
単位1	m2	修正する
名称2	(未入力)	修正する
使用料減免申請	減免対象ではないため、減免申請は行わない。	修正する

申請する >

【26】「申請します。よろしいですか？」と表示されたら、OKを押してください。



【27】「詳細の完了」画面が表示されたら、申請手続きはすべて完了となります。  
お問合せの際に必要となりますので、「申込番号」をお控えください。

 申請の完了

## 堺市法定外公共物使用等許可申請書【令和7年度更新（継続）】

申請を受け付けました。  
順番に申請内容を確認しております。  
確認完了までしばらくお待ちください。  
なお、お手続きの処理状況は「マイページ」からご確認頂けます。

お問合せの際に必要となりますので、申込番号を控えるか、このページを印刷してください。

申込番号

97759926

< [ホームに戻る](#)

### 【問合せ先】

堺市建設局土木部法定外公共物課

担当：管理係

電話：072-228-7093

E-mail：[hokou@city.sakai.lg.jp](mailto:hokou@city.sakai.lg.jp)